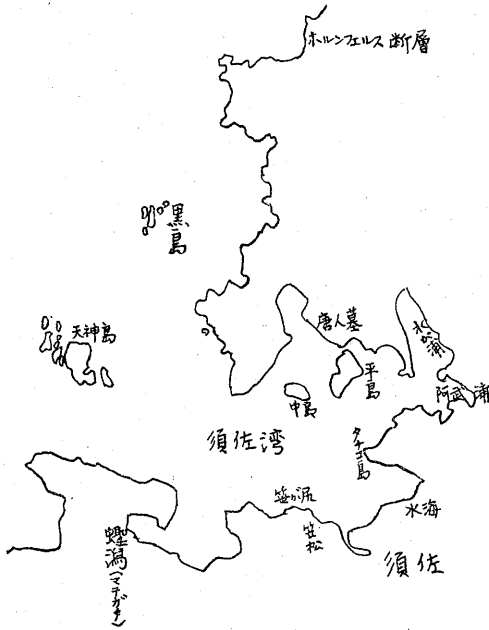


# 須佐の嵐

— 異国船打払事件の一記録 —

松崎仁

山口県阿武郡須佐町は、須佐湾をひかえて、古くから日本海航路の船が入る港であったが、享保十一年（一七二六）八月、一隻の異



国船が漂着し、毛利藩がこれを攻撃、沈没させた。このいわゆる「唐船打払」事件は、『毛利十一代史』にも記載された、毛利藩史上かなり大きな事件であった。近年、吉積久年氏の「須佐の唐人墓——唐船打攘事件始末——」（「山口県地方史研究」五八号、昭和六二年）が発表されたから、防長地方史研究者の間ではよく知られているようである。しかし一般には、山口県においても、まだあまり知られるには至っていない。

わたくしは最近偶然この事件に関する一冊の文書を手に入れた。もとよりわたくしはいわゆる国文学畑の人間で、防長の地方史研究には全くの素人であるが、これを読み進むうちに、一つの強い興味が生じた。それは、この事件の渦中で懸命に働く人々の心である。文書自体は型の如き文言で記された記録であるが、そこから人間の心があぶり出されて来るのである。本誌にこの文書を翻刻・紹介するのは、このような文学的興味に基づく。

幸に吉積氏の研究によって、史実としての事件の全貌はかなり明らかになって来ている。それに対して架蔵の文書が目新しい事実を加えるわけではない。史実については、詳しくは吉積氏論文に就い

て見るべきである。しかし、事件の概略を知るためには、阿武郡教育会編『阿武郡志』（大正十五年）の記事が簡にして要を得ているので、まずこれを掲げることにする。

吉元（引用者注）毛利藩主。享保十六年没）の時、享保十一年八月外国船（当時の所謂唐船なり）一隻本郡須佐浦に漂着し、中島の西に泊す。出港を促せども去らず、奥阿武郡代官所の注進によりて、八日兵を須佐に差遣す。十日亦兵を増派す。十一日はより先き須佐出張の兵益田氏の兵と外船を砲撃し、外船亦応戦せしが是日に至り、船人自ら火を放ちて船体焼没せり。外船は交趾支那広南国の船にて、船長董宜叶といふ者なりしといふ。因つてこれを幕府に報告し、且つ外人の死骸を長崎奉行所に送致せり。（下略）

異国船——以下、当時の用語を用いて唐船と記す——に対しては甚だ手荒な攻撃が加えられ、多数の乗組員——以下、これも同様に唐人と記す。四十人余りか——を殺害する結果となった。こうなったのは、諸般の状況が複合的に作用したためであろうが、主たる原因は、きびしい鎖国政策下の藩が、密貿易その他に関して幕府の疑惑を避けようとする余りに、平和的交渉の道を捨てて武力による「打払」を急いだためと思われる。

さて、ここに紹介する架蔵本は写本一冊、縦二六・五種×横一八・五種、袋綴、墨付十七丁、末尾に白紙二丁。行数九行。表紙共紙。多少の虫損があるが、表紙ともに全冊裏打ち補修されている。筆蹟は近世中期のものであろう。書名・署名・識語・印記なし。仮

に題して「須佐浦異国船打払記」と呼ぶことにする。終りに翻刻を掲げるが、翻刻に際しては段落を設け、各段落の末尾に番号を付しておいたので、まずその番号に従って内容を要約し、若干の考察ないし注釈を加える。

なお、吉積氏がこの事件の重要史料とされた「須佐浦唐船打払覚書」は、近代に入ってから写本であるが史料の価値は高く、事の経緯を記す最も詳細な記録である。題簽の写しに「須佐異国船打払覚書」、内題に「長州須佐浦唐船打払覚」とある墨付八十九丁の写本で、数葉の着色見取図を綴じ込む（山口県文書館蔵）。以下、本稿で「覚書」と呼んで参照するのはこの文書である。

① 八月七日、須佐湾入口付近に唐船の漂流が発見され、須佐の奥阿武代官所に報告される。隣村江崎在番の毛利藩唐船方役人伊藤半左衛門に通報。萩の藩府にも注進の飛脚を走らせる一方、代官所役人が唐船を検分に船を出す。

② 須佐益田家の組頭小原勘右衛門・松原与一兵衛の兩名は、部下の外に鉄砲打方十五人、打方船五隻を率い、大天頭船（大天当船）二隻で海上に出る。

小原・松原両組頭は、これより須佐側の責任者といった格で奮闘する。本書で「各兩人」「各」「兩人」と記されているのはこの兩名である。益田家は毛利藩北部、石見国に境を接する奥阿武宰判を支配する、毛利藩永代家老の家。もと石見国益田地方の領主。毛利藩内で特に重きをなし、それだけ須佐の武士——益田家家臣団——は誇りが高かったという。

(3) 七日夜、唐船は黒島西方に碇泊と注進あり。江崎より伊藤半左衛門到着、小原・松原両組頭と面談。萩からの下知あり次第、唐船打払に取掛ることとして、指令を待つ。

黒島は須佐湾外の小島。唐船はまだ湾内に進入するか否か不明。しかし唐船方役人伊藤は、打払の準備を始めている。「相対」は面談。「折角」は努めて。「物音」は指示、指令。

(4) 八日朝、唐船は碇を上げ、須佐湾に進入の様子が見えたので、監視船から手真似で漕ぎ帰るよう合図するが、湾内に入って中島(弁天島)西方に至るので、番船で唐船を取囲む。両組頭は打方を連れ、海上に出る。

ここで本書は重大な事実を書き落す。それは、唐船から書状が差出され、長崎に行く途中難風に遭い漂着したこと、水を求められていることがわかったので、須佐在住の儒者が呼ばれて筆談がなされ、信牌(貿易許可書)が示されたこと、二人の人間が差出されたこと(吉積氏論文参照)である。平和的交渉が緒に付いていたのである。これを書かなかつたのは恐らく政治的配慮からであろう。人質はのちに殺され、藩はそれを隠蔽している。文中の「取切」は通行の遮断。「見合」は見守るの意。

(5) 八日夜、萩より物頭井上源三郎・小笠原仁左衛門、御目付兼重五郎兵衛等到着。大筒打足軽等の兵力も到着する。須佐の役人はそれらの宿所・食事等の手配をする。

この段末尾の「朝夕仕廻之膳部」以下の記事は、この文書だけに見られるものらしいが、須佐側の苦勞が察せられる記事である。所務代は代官。

須佐の嵐 — 異国船打払事件の一記録 —

(6) 九日朝、奥阿部代官栗屋八左衛門は、両組頭と唐船攻撃の準備のための打合せをする。「……候条」は、……であるから。

(7) 萩の物頭衆・御目付衆と伊藤半左衛門は両組頭に、唐船は八幡船(海賊船)に極ったから打払う、それでも出て行かない時は「打潰」すように、と萩からの命令を申し渡し、海上の配置を通知する。

(8) 萩より大筒を打たせよと命令あり、それにつき萩の物頭衆と須佐の両組頭との間に打合せがなされる。大筒の打手も申し付けられる。

文中の「公儀」とは萩の藩府。「指引」はいくさのかけひき。(9) 両組頭は打方の者を招集して、今夜唐船打潰しにかかるについて、その心得を申し渡しておいて、海上からの指令を待つ。船頭たちへも注意を与える。

「萩衆同烈(同列)」に攻撃するから、「諸事礼法撰」りにならぬようとか、「前後」気を配、無調法無之様」とか、萩衆に對して非常に気を遣いながら、「必死の覚悟」で働けと言っている。このような心配りは「覚書」の相当する箇所からは読み取れない。文中の「作廻」は行動、「遂其節」はその責任をはたす意。「行烈」は行列。なお「唐船と何角計略相整次第」はこれだけでは意味不明だが、「覚書」には唐船に水や酒・食物を運び込んだことが見え、それを吉積氏は、相手に油断させる謀略であったと思われると書いておられるので、その「計略」がうまく行き次第の意か。

(10) 海上に出ていた栗屋八左衛門が合図の軍扇を上げたので、

萩衆も須佐衆も攻撃のため船を漕ぎ出す。その時俄に雷雨となるが、やがて晴れ渡る。申の刻(午後四時頃)から子の刻(午前零時頃)まで砲撃し、法螺貝の合図で引揚げ、弾丸・兵糧等の補給を受け、丑の刻(午前二時頃)からは須佐衆の鉄砲だけで攻撃を続けることになる。

軍扇の合図とか、一天俄に曇り云々というところなど、何やら講釈師の張扇が聞こえて来るような気がするが、「覚書」に徴しても事実である。「此方」とはすべて須佐衆をさすが、その攻撃が「無比類働」と萩の物頭衆の称讃を受けたという誇らしげな記事は、「覚書」にはない。

(11) 次に唐船焼打のため焼草船を唐船に接舷させて繋ぎ、焼草に火をつける戦術を採り、松明をもさかんに唐船に投げ込む。鉄砲もしきりに打ちかけたが、夜中なので効果がよくわからない。唐船も焼草船に水をかけ、綱を切つて突きつけるなど防戦。この夜は焼打成らず、ひとまず引き退く。

焼草船とは枯草を積んだ船であろう。松明を「先一番」に投げ込んだのは「此方」、その後鉄砲を打ちかけたのも「此方」ばかりで、萩衆鉄砲は「打不被申」という書き方は、この文書の筆者が須佐衆の一人であることを示す。「覚書」は詳細であるが、そして筆者もやはり須佐衆の一人だろうと思われるが、須佐側を「此方」以外に「須佐分」と呼ぶところもあって、記述は比較的客観的である。

(12) 十日、卯の刻(午前六時頃)から大筒・鉄砲で攻撃するが、唐船には変化が見られない。萩衆は陸上に引揚げるが、須佐の両組

頭は打方の者と海上に止まる。日中、唐船はしきりに防禦の手だてをめぐらす。

「稠布」は稠密に、すきまなくの意。「垣たつ」は船の両舷に立てる垣。

(13) 萩の物頭衆は陸上で評議しているのであろうか、夜中まで海上に出て来ない。夜半八つ時(二時頃)、萩の目付役人が海上に詰めている両組頭の船に、「どこの船か」と尋るので、両組頭は「これは益田越中より差出した船だ」と答える。また「萩の物頭衆はどこか」と尋ねるので、「我々は昼夜ここに詰めているから、どこにおられるか知らない」と答える。萩からは後詰の物頭衆・御目付・大筒打船などの戦力が到着して、陸上にいる萩の「頭衆」と面談、すぐ海上に戦列を展開する。

このあたり、陸上で議論している萩の「頭衆」に対する須佐衆の批判的な気持がはっきり出ている。「是は越中より差出候」という答は誇らしげである。「越中」は益田家当主元道のこと。「各儀」は両物頭は、の意。「笠松山下・笹が尻」は須佐西南部の海上をさす。

(14) 十一日朝、萩の物頭衆も船を出して、卯の刻から大筒を打ち掛ける。須佐の大筒が萩の物頭衆の命令で後退すると、その間に萩衆が大筒を打つという工合である。「海上出口」に大綱を張る作戦も計画される。大谷角兵衛が鉄砲で唐人一人を海上に打ち落とす。

「覚書」の図によると、この時唐船はすっかり湾内に入っているから、綱を張るのは脱出を防ぐためであろう。「まで方」はまたた鯉濁。大谷角兵衛は 2 にその名が見えるが、須佐の鉄砲打

方である。

(15) その後再び焼草船による攻撃に切り替えるが、まず繰り出した萩の焼草船は、下知する武士がいなかったため、唐船の抵抗に恐れをなした水夫が接舷しかねている。すると萩の御目付・物頭衆は須佐の両組頭に「其方よりの焼草船をも」寄せかけよと命ずる。若干のやりとりあって、両組頭は配下の焼草船に出勤を命ずる。

「若干のやりとり」とわたくしは書いたが、その本文には、萩衆の要求に対する須佐衆の不満がにじみ出ている。萩衆が焼草船を水夫に委せて自分は直接下知せずにおいて、「漕船少候付」出勤せよというのも、須佐衆として不満なのは当然である。萩の御目付兼重から「御下知であるから」出勤せよと言われても、「今までは御下知がなかったからためらっていた。これからは我々自身罷り出て下知します」とやり返し、兼重に「成程尤之御事候」と言わせている。このやりとりは「覚書」も書いている。

(16) 組頭小原勘右衛門の乗船の水夫久兵衛が、泳いで焼草船の綱を唐船の碇綱に結びつけようと申し出て、その策を実行しようとするが、後方からさかんに銃撃するので、水夫は唐船に接近できない。両組頭は萩の物頭小笠原にきびしく抗議する。その後、萩の御目付衆・物頭衆は陸上へ引揚げてしまいが、須佐衆は海上に不眠不休で頑張り続ける。その努力は萩の役人も「御見分之通」であると筆者は書き添える。

ここに来て須佐衆の不満がいよいよつのつっている様子が、行間から立上って来るようである。

須佐の嵐 — 異国船打払事件の一記録 —

(17) 須佐の年寄衆から「こんな攻め方ではだめだ、唐船に乗り移って無二無三に打潰す作戦を立てよ」と、両組頭に申し入れがある。両組頭は「萩の物頭衆・御目付衆の差図のないうちは抜懸けはいけないが、物頭衆も乗組んで出るという時には、われわれが一番に唐船に乗込む覚悟で、梯子も用意してある」と答える。それを聞いた年寄の一人石津伝右衛門は、陸上に待機中の徒士衆に唐船乗込みの計画を告げると、須佐の侍は我劣らじと駈せ参じ、大型船に乗り込んで押し出す。

(18) いよいよ萩衆も九つ過ぎ(正午過ぎ)に海上に乗り出して、唐船乗込みを執行しようとしていたところ、唐船の中から自火を出して燃え上り、海上に飛込んだ唐人数が殺害される結果となる。

唐船が自滅した形で、意外にあっけない、しかし悲惨な結末を迎える。「覚書」もここを「時節来り候ては、唐人ども卒の先へも、草をゆひ付、火を付、帆にうつし云々」と記す。なぜこんな自殺行為に出たのか、謎である。

(19) 唐船の火災は萩に急報される。

(20) 事件には見物人多く、甚だ「晴がましき儀」であった。萩から多数の人員が派遣されたが、何のトラブルもなかった。

ここにも須佐衆としての誇らしげな気持が表われている。「うち廻」は巡察。「数人」は恐らく「人数」の誤り。「地下」は須佐郷内をさす。

(21) 唐船は半分余り焼けて湾内を漂う。夜四つ時(十時頃)、両組頭は後詰の二名と交替、萩の物頭衆・御目付衆とともに陸上へ引揚げる。両組頭は萩の物頭衆・御目付衆に挨拶し、萩側はその劣

をねぎらう。萩衆は逐次帰萩する一方、新たに御目付・物頭が派遣され、唐船の焼け尽すのを見届ける。かくて八月二十七日、すべての処理を終えて萩の役人衆は「悉御退散」となる。

萩の役人が去るまでの事後処理が簡単に述べられている。須佐衆の働きは「無比類候」と称せられ、面目を施したのである。

「各式迄」は各兩人(つまり我々)ごとき者まで。「入情」は「入精」、「熱仕廻」は恐らく「焼仕廻」。

(22) 十一日夜、益田家当主元道が萩城に登城して報告を聞き、須佐の御目付松原宗兵衛に直接ねぎらいの言葉をかける。松原は次に重臣桂主殿に挨拶し、桂からは指紙を以て主君からの正式のねぎらいが伝達される。

益田元道に対しては、筆者は關字を用いて別格の敬意を払っている。「拵」は一生懸命働くこと。底本「峠」と誤る。「指紙」は伝達の文書。

(23) 唐船を「八幡船」と明記し、寸法等を記す。「順風」は底本「唯風」。意に拠って改める。「木碇」は木材に石を括りつけた碇。「狭間」は矢・鉄砲などを放つため設けた穴。

(24) 唐船が交趾(今のヴェトナム北部)の広南から来たこと、船主の名、乗組員の死骸の処置を記す。

乗組員は全員死亡したと見られる。船主は船長に相当する者であろう。その名を底本「董」と書くが、「覚書」等によって「董」と改めた。外国との関係事項は長崎奉行の管轄ということで、単なる漂着船の場合でも、生存者はもちろん死骸も長崎

送りであった。

(25) (28) 幕府と長崎奉行への報告の使者名と、幕府から使者に拜領物があつたことを記す。

毛利藩が幕府筋に対して神経を遣い、かなり事実を曲げた報告をしていることや、幕府の註議が九月十二日までかかったことなどについては、吉積氏論文に詳しい。結局幕府の咎めはなく、褒美が与えられたわけである。

(29) (30) 追加記事。

以上簡単に内容を紹介したが、この文書の筆者はどういう人物か、興味ある問題である。

益田元道に別格の敬意を払い、須佐衆を「此方」と書き、萩からの物頭衆・目付衆と代官栗屋八左衛門にはすべて「殿」をつけ、須佐側の者には一切敬称を用いないこと、語法上の敬語表現にも同じ区別があることなどから、明らかに筆者は益田家家臣と思われる。

次に、須佐の組頭小原・松原両名のこと「各兩人」「兩人」「各」と記されるが、全体として唐船打払の行動は、須佐衆に関する限りこの両名を中心に記述されている。また、この両名が主体となる行動を、「各兩人」等の主語を省いて「……と被仰聞候付、一覽候て罷帰」(7)、「打方之者呼揃、申聞せ候は」(9)のように記述することも多い。

このような点から、筆者はこの両名に非常に近い立場の者で、両名の意向を体して書いていると推定することができる。

そうだとすれば、この両組頭は須佐衆の代表者として萩衆との折

衝に苦心しただけに、須佐衆の萩衆に対する心情が行間にはじみ出ることになったのも当然であろう。わたくしが冒頭で、本書からあぶり出されて来る人間の心と言ったのは、このような誇り高き須佐びとの心情である。

須佐には「唐人墓」と呼ばれる碑石がある。「防長風土注進案」によれば、この時死んだ唐人の霊が「其後祟りをなし候故」靈神として鎮魂したものである。須佐町教育委員会刊「須佐町の碑石と碑文」（昭和五十五年）や吉積氏論文に紹介されているが、建碑は天保八年二月十二日というから、少くとも事件から約百年後の頃には、唐人の祟りに関する何等かの口碑が存在していたのであろう。

そういう口碑を生む暗い心理的傷あとが、一見はなばなしの手柄話の裏側に残っていたのである。何等かの不幸が多発などした時、須佐びとはこの事件を想起し、横死した唐人の無念を思いやり、鎮魂のいとなみをせずにはいられなかつたのであろう。そこにわれわれは須佐びとの心やさしさを感ずるのである。

この無残な事件が、結局は鎖国政策の強行にもとづく幕府と藩の「政治」から生まれたことは、始めに述べた通りであるが、このような史実の存在は、わが国と周辺東洋諸国との交渉史のひとつとまとして記憶されねばならぬことであらう。

終りに本書の翻刻を掲げるが、翻刻に当って左の処置を施した。

1 漢字は通行字体を用いたが、当時の慣用字や当て字は底本のままとした。

2 仮名は現行の字体に統一した。平仮名・片仮名の別、捨仮名

須佐の嵐 — 異国船打払事件の一記録 —

の小子、助詞「江」は底本のままとし、濁点は補った。

3 仮名づかいは底本のままとした。

4 漢字の特殊な草体・略体および「こと」「より」等の合字・連字は通行の表記に改めた。

5 底本には振仮名がないが、一部の漢字に振仮名を付した。

6 返り点・句読点・中黒点を付した。会話に相当する部分には、間接語法であっても敢て引用符（「」）をつけた（そのためかえて若干わかりにくい場合を生じたが、須佐側の言い分の中の「各」や、萩側の言い分の中の「此方」は、ともに須佐の両組頭をさすものというように読まれたい）。

7 内容によって改行して段落をつけ、段落ごとにその末尾に番号を付した。

8 明白な誤字には（ママ）を付し、脱字は（ ）内に補った。

9 損傷等により判読不能の文字は□で示した。

### 翻刻 [須佐浦異国船打払記]

享保十一<sup>一</sup>四年秋八月七日、須佐浦<sup>あま</sup>磐共<sup>か</sup>高山崎<sup>かうやまざき</sup>にて終日獵仕居候  
処、北之方<sup>きたがた</sup>江<sup>え</sup>当り、大筒・鉄炮之音<sup>てつぱうのこゑ</sup>兩度<sup>りゅうど</sup>聞候。近番見候へば唐船<sup>からぶね</sup>  
て候。江崎<sup>えさき</sup>江<sup>え</sup>入可<sup>いれ</sup>申哉、高山崎迄漂流<sup>ひょうりゅう</sup>之通、七日之白八<sup>しちのびやくはち</sup>時、須  
佐役所<sup>すさえきよ</sup>江<sup>え</sup>注進<sup>しゆしん</sup>任。尤、江崎被<sup>ま</sup>指置<sup>さしおき</sup>候在番伊藤半左衛門殿<sup>いとうはんざゑもん</sup>も、右  
之趣相達候。萩<sup>はぎ</sup>江<sup>え</sup>茂則<sup>しげのり</sup>時以<sup>も</sup>飛脚<sup>とびやく</sup>江<sup>え</sup>注進<sup>しゆしん</sup>任、須佐役所より早速有福音  
兵衛<sup>へいゑ</sup>江<sup>え</sup>御船頭大賀伝兵衛相添<sup>ごせんとうおほがでんべゑあひそ</sup>、唐船為<sup>からぶね</sup>見分<sup>みぶん</sup>差出候。

扱又小原勘右衛門・松原与一兵衛兩人、何茂若寛式人・具足箱持

(1)

啓人、道具(カ)被箱持手之儀は從レ被被レ仰付、自分之草履取、以上上下七人、鉄炮打方之者数人被レ相添候。打方之者、小原勘右衛門組緒方弥左衛門・奥山四郎右衛門・増野角之允・草野仁左衛門・奥山九郎右衛門、松原文左衛門組城市小右衛門・石川十右衛門・梅津左衛門・荻野多兵衛・大谷半右衛門・波田与市右衛門・大谷孫右衛門・野村喜兵衛・大谷角兵衛・下孫兵衛、都合打方之者拾五人。組頭ニ御付之若党、何レも鉄炮打丁宛。組頭兩人茂自分持筒。用意之打方船五艘、老艘三人乘。手明之中間啓人、鯛子四人。組頭乘船大天頭兩艘、水主五人宛。一手之船印有レ之、御紋之高提灯用意。(2)

夜ニ入、六つ過、有福吉兵衛・大賀伝兵衛沖より罷帰、唐船唯今黒島西之方ニ碇を入、繫居候通注進仕候。伊藤半左衛門殿、夜五つ前、須佐被罷越、須山市右衛門所止宿。依レ之、勘右衛門・与一兵衛則刻相對、唐船打払之儀、旁カ申談、夫より御宿ニ引取、萩より御下知次第、打払之沙汰相成筈ニて候故、各兩人茂宿所引取、折角御物音相待居候事。

(3)

一 翌八日之朝、唐船より大筒・鉄炮打申候。五つ時、半左衛門殿、唐船為見分ニ海上被罷出、各儀茂相船仕候。沖より、唐船只今碇を取候ニ出帆之覚悟ニ相見え候と注進申ニ付、早刻大くり崎迄漕出、見合候へば、唐船内海ニ漕入物ふりニ相見候ニ付、入津候てはいかゞ布存、面々ニ扇子を以、漕帰候様ニ手真似候へ共、出帆不申、剩、中島西之方ニ入候故、其以来、天神島入口取切、番船數艘付置、唐船繫候左右遠近、無ニ透間取囲。尤、勘右衛門・与一兵衛兩人、打方人数召連、八日之百七つ時より、唐船為見合、洋中罷

出相話候。

(4)

夜ニ入、萩より物頭衆被レ指出候ニ付、各兩人も沖より罷帰、即時物頭衆・御目付衆旅宿え致ニ參上、相對仕候。物頭井上源三郎殿宿、中村権左衛門所、見合神原兵右衛門。小笠原仁左衛門殿宿、須山三左衛門所、見合市山伝内。御目付兼重五郎兵衛殿宿、竹内勝左衛門所、見合小田平右衛門。同夜六つ時前ニ熊野五郎兵衛殿御越、宿、松永右近所、見合品川武右衛門。井上清右衛門殿宿、橋本伝右衛門所、見合豊田屯。御所務代粟屋八左衛門殿宿、大賀長三郎所、見合大賀因藏。其後、萩より為レ添役ニ国司喜兵衛殿被レ差出候。其外、大筒打足輕・御舟頭、夫々宿有レ之。朝夕仕廻之膳部、其宿々々役所より差出候。扱又唐船漂着ニ付、打払之用意、諸雜用之儀、不レ依ニ何事、萩御役人中より被レ仰懸候御用之品々、無ニ遲滞役所仕出候事。

(5)

一 九日之朝、粟屋八左衛門殿、各兩人ニ被レ申候は、「唐船弥今晩打潰ニ相成筈候。其御方鉄炮之内、大筒打せ候や。小筒計ニては徹し不レ申物ニて候。且又、打方船ニ明松支度仕事之条、其御方ニも御用意可レ然」と、内々ニて被レ知せ候ニ付、「御内意之段、致ニ承知候。此方大筒之儀は萩ニ差置候。急ニ間ニ相候様ニ有レ之まじく候。爰許ニ百目之棒火矢筒有レ之候条、是を打せ可レ申」と申談、引取候。

(6)

又々物頭衆より「各兩人罷出候様」と申来候付、早速罷出候へば、物頭衆四人、御目付衆・伊藤半左衛門殿一座ニて被レ仰候は、「唐船之儀、見合申候处、村里近ク碇ををろし罷居候。此間、番船



等付置、警固きびしく、諸国之廻船など繋替させ、何も海上之景氣よの常ならぬ覺悟を見ながら、騒たる氣色なく罷居候段、八幡舟、徒者ニ相極候。然時は不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止事、うち払、夫ニても出帆も不<sub>レ</sub>仕候時は、打漬より外無<sub>レ</sub>之候間、夜中打漬候様ニと、萩よりも被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>候。就<sub>レ</sub>夫、洋中備付相調候条、得と披見仕候様ニと被<sub>レ</sub>仰聞<sub>レ</sub>候付、一覽候て罷帰、年寄中<sub>ニ</sub>も其段申達候。

其節、萩よりも飛脚を以「大筒打せ候様ニ」と申來候故、又々兩人、物頭來え申候は、「萩よりも大筒打せ候様ニ」と申越候条、百目筒式挺差出度」と申談候へば、物頭來被<sub>レ</sub>申候は、「備付之相定候へど茂、萩より左様ニ被<sub>レ</sub>仰遣<sub>レ</sub>候時は、公儀大筒一所<sub>ニ</sub>御うたせ可<sub>レ</sub>然」と被<sub>レ</sub>仰候付、其通ニ申談、右之赴、役人中申達、大筒打手、小国彦兵衛組松井平助、松原文左衛門組石川与三兵衛申付候。大筒之儀は、打方指引も有<sub>レ</sub>之儀候故、益田八郎兵衛・澄川弥九郎・大谷与三・波田十内、大筒之見合ニ被<sub>レ</sub>相定。

左候て、三拾疊布之間にて、打方之者呼籲、申聞せ候は、「物頭衆より今晚唐船打漬ニ被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>答候。就<sub>レ</sub>夫、備定相成候由にて、各一覽仕候。打方之者共、此備立、見候様ニ」と申聞せ、「然ば今晚萩衆同烈、唐船押懸申儀候条、於洋中<sub>ニ</sub>作廻之儀は、第一唐船間相近<sub>ニ</sub>漕寄、鉄炮打可<sub>レ</sub>申候。尤身方打無<sub>レ</sub>之、萩衆相備之儀候へば、諸事礼法、狼<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>仕、頭<sub>ニ</sub>之指図に相隨、随分氣を付、各下知無<sub>レ</sub>違背、可<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>其節。此度之儀は、相互ニ懸命之場所之儀ニ候へば、皆々必死之覺悟にて、無<sub>レ</sub>相働、鉄炮打出之儀は勿論前後ニ氣を配、無調法無<sub>レ</sub>之様ニ覺悟肝要存候。逐付出船之儀は、唐船と何角計略相整次第、沖より相図有<sub>レ</sub>之答候。其内は浜崎や新左衛

門所迄罷出答候条、皆々其心得仕候様ニ」と、委細申合、各兩人、打方之面々相具、新左衛門所罷出、海上より之物音相待居候。御舟頭并水夫共へも、右之赴申聞せ、「海上にては、船之懸引肝要之事候条、兎角唐船間近<sub>ニ</sub>漕寄せ、其船々々船頭差図を請、行烈不<sub>レ</sub>相乱<sub>レ</sub>、可<sub>レ</sub>相働候」通、一々申聞せ候。

萩より差出候物頭衆・御目付衆、逐々船場被<sub>レ</sub>罷出申<sub>レ</sub>候處、海上粟屋八左衛門殿より、相図之軍扇被<sub>レ</sub>揚候付、一同ニ出船仕候。其節、俄天氣曇、雷、影布、大雨頻降來候へ共、一手切之備、前後不<sub>レ</sub>相乱、たなこ島まで押出候へば、雨も晴、海上も静ニ相成候。左候て、大筒より打初、小筒迄段々相備、申之刻より子之刻まで、鉄炮無<sub>レ</sub>怠慢ニ打懸候。揚貝立候故、備を繰引ニ阿武浦口<sub>ニ</sub>立替候。此方鉄炮打方之作廻、唐船<sub>ニ</sub>間近<sub>ニ</sub>漕よせ、うち懸、無<sub>レ</sub>比類<sub>ニ</sub>働<sub>レ</sub>て候と、物頭衆何茂被<sub>レ</sub>申候。即時役所より替筒・玉薬・兵糧・飲水等、相饋候付、打方之もの、其外舟頭・水主ニ至迄、食事相仕廻、同夜丑ノ刻よりは、此方之鉄炮計を以、唐船帆棚え打懸可<sub>レ</sub>申候。

左候て、其内、燒草船風上より押よせ、かすがいを以唐船<sub>ニ</sub>繫燒草<sub>ニ</sub>火を付候までは、鉄炮無<sub>レ</sub>小止打掛候。燒草船<sub>ニ</sub>火を付候支度と見え申故、此方用意之明松<sub>ニ</sub>火を付、先一番<sub>ニ</sub>唐船<sub>ニ</sub>投入、船を乗廻し、下知仕、相働候内、諸手之船も明松とほし立、一同<sub>ニ</sub>唐船<sub>ニ</sub>え投込候付、其節此方之船、少側<sub>ニ</sub>押除、又鉄炮うたせ候處、唐人<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>殘船中<sub>ニ</sub>喚して、矢倉<sub>ニ</sub>上り、明松投返、或は熱湯を汲かけ、燒物のわれを<sub>ニ</sub>し、投懸、様々手むかへ仕候。此方より鉄炮頻<sub>ニ</sub>打掛候得共、夜中故、唐人<sub>ニ</sub>打当候段難<sub>ニ</sub>計、然ど茂、唐人はたし

須佐の嵐 異国船打扨事件の一記録

かに燒草船之中江うち落候。其時は此方之鉄炮計ニテ、萩衆鉄炮は打不レ被レ申。左候テ、唐船より高竿江鎌をすげ、燒草船をつなぎ候綱を鎌ニテ切、或は船中より水を汲かけ、燒草船をつきのけなど仕、防申候。其夜、燒打不ニ相成ニ、一先引退申候事。(11)

一 十日卯之刻より大筒段々打懸、船中唐人往来仕を小筒を以打せ、何茂一兩人打倒候。其初、唐人之叫声おひび夥布相聞候。卯之刻より辰ノ刻迄、綱布鉄炮うち懸候得共、船中無替儀相見候。萩より被レ指出候物頭衆は、何茂陸江引取被レ申候。各兩人之儀は、打方之者召連、洋中相詰居候。十日日中之儀、唐船鉄炮相防ためニテ候哉、艫船・垣たつ迄、矢切ニ白キものを引張、或は船中江潮汲取、帆棚・垣廻迄汲かけ、終日防之用意仕と相見候。矢倉江上り候唐人も、矢切有之之故、しかレ見江不レ申候。(12)

物頭衆、於レ陸評議有之候哉、夜中迄も海上不レ被レ罷出候。夜中八つ時、萩より下御目付之衆かと相見、洋中被レ罷出、各一手之備江被レ相尋候は、「海上段々被レ備候船は、いづれより被レ指出候舟ニテ候か」と被レ申候付、「是は越中より差出候。打方船、或は番船、何茂是ニ相詰居候」段、答候。「萩より被レ指出候物頭衆、いづれニ被レ居候や」と被レ申付、「各儀は此場所昼夜定詰居候へば、委細様子不レ存候」と相答候。萩ニ茂無御心許被レ思召候や、後話として物頭衆四人・御目附衆五人・大筒打船等被レ差越候。物頭衆は檜崎与兵衛殿・刺賀佐左衛門殿・熊谷七郎兵衛殿・三井九郎右衛門殿、御目付兎玉市之介殿。右何茂、陸ニ被レ居候頭衆江相對被レ申、直様出船ニテ、笠松山下、笹が尻江一手ニ相備被レ居

候。右之通、陸より各江茂知せ有之候事。(13)

一 十一日之朝、萩衆何茂出船被レ仕候付、此方年寄共、益田四郎兵衛・石津伝左衛門、御目付松原宗兵衛、萩より被レ指越候吉か又右衛門・松原利右衛門、此方役人共、何茂、此間昼夜朝夕不レ眠、海上相詰、見合仕候。今朝、物頭衆出船ニ付、右之もの共、先達而出船仕、さて方口取切、相備罷居候。同卯ノ刻、唐船江取かけ、萩より被レ差出候五百目・三百目之天筒を以、段々打立候。其間相ニ、此方大筒度々打掛候所ニ、物頭衆より、「今朝は式百目已上之筒ばかり打せたり。先控居候様ニ」と被レ申候故、此方大筒、また方口江相控居候。此方打方船は海上入口ニ相備居候所ニ、物頭衆、兩人被レ招、「其御方、大筒此間相ニうたせ可レ然候。且又、海上出口江大綱引せ申度」由、被レ申候故、此方船頭大が伝兵衛方江其趣申聞せ候へば、「大綱之儀は頓ニ引渡置候」由、申候。左有而、物頭衆「此方之天筒、此間相ニ打せ候様ニ」と被レ申候段、大筒見合之衆江申達、逐々大筒打懸候。小筒之儀は、一艘切ニ唐船江間近テ押よせ、船中走廻候唐人打せ候処、一番ニ押懸候打方大谷角兵衛、唐人言海上江打落候。其節、船中別而唐人共喚叫之声、甚數相聞候。(14)

其後、一先鉄炮大小共ニ相ひかへ、用意の燒草船、唐舟江押懸候。萩より之燒草船式艘、此方より二艘、押懸候。萩より之面艘ニテ唐船燃出候は、此方より之燒草船よせ懸申ニ不レ及、万一燃付不レ申候時は、此方之両艘よせ懸申覚悟候。萩より之燒草船、風上より漕寄候へ共、漕船計ニテ下知無之、唐船ニは表艫ニ三間余も有之之棹江剣をすげ、鎌をすげ、四、五本出し、燒草船寄候へば、突のけ申

覚悟候故、漕船之水夫と茂怪猶預仕、船をよせ兼候。御目付・物頭衆被レ申候は、「漕船少候付、焼草船より兼候。其方より焼草船をも寄懸候へかし」と各レ被レ申候付、「此方焼草船は控居、其御方焼草船ニテ唐船燒ケ不レ申候時は、則時よせ懸申覚悟ニテ罷居候」由、申候へば、兼重五郎兵衛殿被レ申候は、「御下知ニテ候条、よせ懸候様ニ」と被レ申候故、「御下知ニテ候時は奉レ得ニ其意候」と申、五郎兵衛殿申候は、「唯今迄は焼草船よせ懸候御下知、いづれ之手より茂不レ被レ仰付候故、遅々仕候。各罷出、下知可仕哉」之通申候へば、「成程尤之御事候。早々御下知候て、焼草船よせかけ候様ニ」と被レ申候故、勘右衛門・与一兵衛、船乗廻、下仕候。

(15)

勘右衛門乗船之水夫之内、久兵衛と申者、「私儀、焼草船之綱を取、游行、唐船之碇綱結付可申候。其上ニテ焼草火を付、焼立可申」と申付、「成程尤之事情」とて、数人よせ掛候へば、跡より小筒鉄炮きびしく打候故、水夫共働不三相成候故、勘右衛門・与一兵衛、小笠原仁左衛門殿申候は、「今朝より大筒・小筒段々打懸候へ共、唐船發儀も無レ候。各儀、焼草船よせ懸申覚悟候へ共、か様ニ跡より鉄炮御うたせ被レ成候ては、漕船之下知、存儘ニ不三相成」と申候へば、仁左衛門殿、「於三拙者も左様存候。残頭中、相談可申候」。其後評儀替候や、「萩より之焼草船、風上江漕登せ候様ニ」と被レ申、御目付衆・御物頭衆も陸え引取被レ申候。然共、此方一手之船は、不三残海上取廻し罷居候。八日より十一日迄は昼夜洋中相詰、朝夕仕廻等も船中ニテ相調候。尤水夫已下江茂、役所より食物・飲水指越、上下に至迄睡眠之間も無レ之、

須佐の風 一異国船打払事件の一記録一

夜白相助候段、萩より之御役中様、御見分之通ニテ候。

(16)

左候て、此方年寄共より、大賀團藏を以、各兩人申越候は、「唯今之参懸ニテは、打漬も片付申間布候。此上なからは、空浦守居候事も無ニ是非二候。兎角唐船乗組、無ニ無三打漬之手立有レ之候ては如何可レ有候哉。船中之参かゝり、承度」と申越候故、「各手より拔懸仕様はいかゞ敷存候。委細面談ニテ可相決」と返答申、年寄共乗船候船罷越候て、石津伝右衛門申候は、「只今大賀團藏返答仕候通ニ、物頭衆・御目付衆より差凶無之内は、拔懸之作廻茂いかゞ布候。弥物頭衆乗組と有レ之時は、此方人数一番乗込申覚悟ニテ候。追付物頭衆被レ罷出、乗組と有レ之時は、登階四五脚用意仕置候。何時ニても一番之覚悟候」と申候へば、伝右衛門申候は、「物頭衆も乗込之覚悟候や、此方江大船借用之儀被レ申候条、各儀茂其心得尤候。拙者存候は、幸此方大船うけ置候間、陸詰居候諸士中申談、一同乗込可申候。然時は拙者儀陸え上り、其用意可仕」と候て、伝左衛門儀、即刻陸上り、船頭共船之仕構申付置。此間、東西浜辺詰居候徒士之中、五三人申談候は、「萩衆茂唐船乗込と相見候。就夫、此方之大船仕構置候。いづれくと分而申ニ茂不レ及候。此時之儀候条、於御同意は乗船可然候」由、申談候へば、徒士中何茂尤之儀候」由ニテ、大組御手廻不レ及申、二男・三男其外御扶持人程之者共、我不レ劣かけ付、得道具之鍵・長大刀もたせ、右之大船乗組、海水より押出、唐船取懸申覚悟ニテ候。

(17)

萩衆も、白九つ過、海上被レ罷出、今一通大筒稠布打かけ、其間ニ唐船碇綱を切、則時乗組之覚悟申候処、唐船も自滅自亡之時至

候や、帆棚（帆）火をかけ、次第ニ燃上り、大火ニ相成、唐人数多焰中飛込、或は海中（中）飛入も有之候。海上漂まはり申唐人を、爰かしこにて追詰、鉄炮（鉄）にて打せ、或は鑓・長大刀を以殺害申候。（18）

「唐船火之手相見候」と秋茂為（注）進、松原宗兵衛、六丁立之飛船にて、洋中より直様、白七つ上刻（出）出候。公儀より之飛船少々後候へ共、八丁立之鯨船故、萩岸候儀は此方飛船より少々早（候）候。同晩夜中、委細言上候ため、波田十内、六つ時出足にて陸を出萩申候。

此間、須佐之近在は不（及）及申、石見領よりも見物人数多罷越、海上・山々並居候男女夥、布、海上にも諸国之廻船一面ニ舟をならべ見（物）物之、晴がましき儀共、前代未聞之事情。萩より之御役人、御目付・御物頭・足輕・うち廻等数人被（指）指越、昼夜地下徘徊事繁候へ共、何之相障茂無（之）之候。（19）

唐船半分余も焼候て、次第ニ阿武浦之方（流）流寄、赤島之前にて帆柱焼をれ、夜ニ入、嵐に吹出し、水が浦に流出。唐船上棚焼候まて、萩衆海上話居被（申）申候故、各向人茂罷居。此方打方舟之儀は、焼亡之唐舟廻廻し、見合申付候。夜（四）四つ時、最初より為（後）後詰差出置候栗山佐兵衛・松原文左衛門ニ相替、洋中相詰候ニ付、勘右衛門・与一兵衛儀は引取申候。萩頭衆・御目付衆ニ茂、逐々旅宿引取被（申）申候。各儀も役所罷出、年寄共相屈、夫より萩御役人中御宿々見廻、何茂御相對、「此間数日御詰、万端御心遣御苦勞御入情故、唐人打漬も思召儘ニ相成、御本懐之段、各式迄大慶仕候」段、御挨拶相等ニ申候。御役人衆も各（由）由、「此間御働之段、無比類」候。萩罷帰候上、此段調筋へも委曲可（申）申達」由、被（申）申候。萩より

被（指）指出候後詰之衆茂、唐船燃上り大火ニ相成、則時笹が尻より萩掃帆被（仕）仕候。一番手之物頭衆茂、十二日之夜中、掃萩にて候。栗屋八左衛門殿・伊藤半左衛門殿義は、諸事之任廻迄は残被（居）居候。其後又萩より御目付児玉市之介殿・物頭刺賀佐左衛門殿・熊谷七郎兵衛、被（差）差越、唐船熱仕廻迄滞留、日々水が浦出動候て見合被（申）申候。此方よりも栗山左兵衛・松原文左衛門日替相動候。尤当役中茂日々出勤、諸事御用筋かね申候。左候て、八月廿七日切、不（残）残仕廻ニ相成、萩御役人衆悉御退散候事。（21）

一 十一日之晩は、元道公夜中御登城にて、唐船打漬無、別条ニ相調候注進被（聞）聞召。尤、松原宗兵衛儀も御城罷出、右之趣申上候。元道公、御前被（召）召出、「此度唐船打漬之儀も、今昼無、別条ニ候通、唯今注進有之候。其方領地之儀候へば、別而心遣たるべく候。早速打漬、上ニ茂御安堵被（遊）遊候。家来之もの共相助候段も及（御）御聞、神妙ニ思召候」旨、御直被（遊）遊、御意、則、御請被（仰）仰上、退而、御当役桂主殿殿、「家頼共、拵之段茂達ニ御耳候。通、御意、難有仕合奉存候。御序を以、宜被（仰）仰上被（下）下候様」と、御挨拶相済、御退去。其已後、桂主殿殿より御指紙にて、「唐船打漬候儀、御領分之事情へば、何角心遣遂其節、家来共茂相助候段、及、御聞、被遊甚感」之旨被（仰）仰遣、早刻為（御）御礼、御登城、諸事相調候事。（22）

一 八幡船、長サ式拾式間余。鱸船、水より上高サ四間余、胴之間、水ヨリ上三間余。船ノ舳ニ鬼面、廻り唐草之絵彩色ニして、鱸

ニ大鳥之絵、是茂彩色にして、其下ニ「相送順風」と金字ニ有之。  
椀、長サ四間余。日本之椀より小幅ニて、水通しの穴六つ有之。

碇、老尺角木碇、長サ四間、石<sup>（24）</sup>股木二つ、丸藤ニて結付、鉄の金  
具有之。船半分、上棚・垣たつ迄黒塗、半分、下棚・水入まで白  
塗。左右狭間十二相見。尤、鱧<sup>（25）</sup>も狭間式つ有之。事。  
(23)

一 此度之船、交趾<sup>（24）</sup>之内、広南より出船。舟主董宜叶。打漬已  
後、唐人死骸長崎送り相成、於長崎籠舎被<sup>（25）</sup>仰付、其上ニて打  
首。長崎唐人共<sup>（26）</sup>御見せ被<sup>（27）</sup>成候由候事。  
(24)

一 長崎御届之御使者、井上源三郎殿。  
(25)

一 江戸御注進之御使者、村上亦右衛門殿。  
(26)

一 江戸御届之御使者、兼重五郎兵衛殿。  
(27)

一 於江戸、兼重五郎兵衛殿、御城松木之間<sup>（28）</sup>被<sup>（29）</sup>召出、御月  
番之御老中水野和泉守様御相对、打<sup>（30）</sup>之趣被<sup>（31）</sup>聞召上、其上ニて、  
從<sup>（32）</sup>天下、白銀廿枚・時服二つ宛、兼重五郎兵衛殿・小笠原仁左  
衛門殿、時服式つ宛、熊野五郎兵衛殿・井上清右衛門殿<sup>（33）</sup>頂戴被<sup>（34）</sup>  
仰付<sup>（35）</sup>候。唐船一卷終ル。  
(28)

一 十一日唐船<sup>（36）</sup>乗込、打漬<sup>（37）</sup>相成候<sup>（38）</sup>決定仕候<sup>（39）</sup>、此方より罷  
出候物頭其外諸役人、何茂陣羽織着用、鉄炮打方<sup>（40）</sup>之もの共、對<sup>（41）</sup>之唐

人笠着用候事。

(29)

一 唐船漂着已来、浜辺出勤之諸士、何茂鑓并鉄炮老丁宛もたせ  
候事。  
(30)

本稿作製に当り、浅見惠・大谷行男・宮田尚・吉積久年・渡辺  
憲司の諸氏にお世話になった。記して御礼を申し上げる。

(一九九〇・九・二〇)